

市町村の地域福祉計画については、社会福祉法第107条により規定され、厚生労働省からの各種通知においても、同計画を策定・実施していくことが地域福祉の推進を図る上で重要な意義を有するとされている。

○社会福祉法（平成15年4月施行）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

○改正社会福祉法（平成30年4月施行）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときには、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

【参考】改正社会福祉法

第106条の3

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者、その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

平成29年12月12日付け「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の中で、市町村における包括的な支援体制の整備および市町村地域福祉計画策定ガイドラインが厚生労働省より示された。

○市町村における包括的な支援体制の整備

1 改正社会福祉法第106条の3第1項の3つの事業の実施を通じ、包括的な支援体制を整備することが市町村の新たな努力義務となる。

2 事業の実施内容

(1)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項（法第106条の3第1項第1号関係）

- ①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ②地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ③地域住民等に対する研修の実施

(2)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項第2号関係）

- ①地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- ②地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ③地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- ④地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

(3)多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項（法第106条の3第1項第3号関係）

- ①支援関係機関によるチーム支援
- ②協働の中核を担う機能
- ③支援に関する協議及び検討の場
- ④支援を必要とする者の早期把握
- ⑤地域住民等との連携

○地域福祉（支援）計画策定ガイドライン（改定）

1 現状では、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けていくことが必要。

2 地域における高齢者、障害者、児童、その他の福祉において共通して取り組むべき事項の追加（以下 計画記載の事項例）

- ①福祉以外の分野（交通、都市計画、産業、教育、住宅など）との連携する事項
- ②高齢・障害・子ども・子育てなどの各分野のうち重点的に取り組む分野に関する事項
- ③制度の狭間の問題への対応の在り方
- ④生活困窮者のような各分野に横断的に関係する相談者に対応出来る体制
- ⑤共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ⑥居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- ⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安のある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点を踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進
- ⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯全庁的な体制整備

3 社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合

- ①地域住民が主体的に地域生活課題の把握・解決ができる環境・拠点整備、関係機関ネットワークの構築
- ②住民の身近な圏域において地域生活課題を包括的に受け止める体制整備

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

高齢者

地域包括ケアシステム

〔地域医療介護確保法第2条〕

【高齢者を対象にした相談機関】

地域包括支援センター

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

共生型
サービス

生活困窮者支援

「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化

障害者

地域移行、地域生活支援

【障害者を対象にした相談機関】

基幹相談支援センター 等

○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア) 等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

子ども・子育て家庭

【子ども・子育て家庭を対象にした相談機関】

地域子育て支援拠点

子育て世代包括支援センター 等

土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり